

宇陀市団体旅行誘致促進事業助成金交付要綱

(目的)

第1条 この告示は、宇陀市への団体旅行を実施した旅行者に対し、その費用を助成することにより、宇陀市への団体旅行を誘致し、地域の活性化に資することを目的とする。

(対象者)

第2条 助成金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれかの団体旅行を実施する旅行者（旅行業法（昭和27年法律第239号）第3条の登録を受けた者をいう。）とする。

(1) 次のいずれにも該当する宿泊を伴う団体旅行

ア 宇陀市内の宿泊施設で宿泊すること。

イ 宇陀市内の観光を目的とすること。

ウ 貸切バスを利用すること。

エ 貸切バス1台あたりの団体旅行の参加者（乗務員等は除く。以下同じ。）が15人以上であること。

(2) 次のいずれにも該当する宿泊を伴わない団体旅行

ア 宇陀市内の観光資源を2つ以上組み入れること。

イ 宇陀市内において、参加者全員の支出を伴う施設を利用すること。

ウ 貸切バスを利用すること。

エ 参加者が20人以上であること。

(助成金の額)

第3条 助成金の額は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前条第1号に規定する団体旅行であって、参加者が20名以上の場合
貸切バス1台につき30,000円

(2) 前条第1号に規定する団体旅行であって、参加者が15以上20人未満の場合
貸切バス1台につき20,000円

(3) 前条第2号に規定する団体旅行であって、参加者が20名以上の場合
貸切バス1台につき10,000円

(4) 前条第2号に規定する団体旅行であって、参加者が15名以上20人未満の場合
貸切バス1台につき5,000円

(助成金の交付申請)

第4条 助成金の交付を受けようとする旅行者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ宇陀市団体旅行誘致促進事業助成金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 団体旅行実施計画書

(2) 旅程が記載されている書類

(助成金の交付決定)

第5条 市長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、適

当と認めたときは、宇陀市団体旅行誘致促進事業助成金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。この場合において、市長は、助成金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、条件を付することができる。

（申請内容の変更等）

第6条 前条の規定により助成金の交付の決定を受けた者（以下「助成対象者」という。）は、助成金の交付決定後において、申請の内容を変更しようとするとき、又は中止しようとするときは、宇陀市団体旅行誘致促進事業助成金変更・中止承認申請書（様式第3号）を市長に提出し、承認を得なければならない。

2 市長は、前項に規定する申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、宇陀市団体旅行誘致促進事業助成金変更・中止承認通知書（様式第4号）により助成対象者に通知するものとする。

（実績報告及び助成金の交付請求）

第7条 助成対象者は、団体旅行を実施したときは、速やかに宇陀市団体旅行誘致促進事業助成金実績報告書（様式第5号）及び請求書（様式第6号）に、次の各号に掲げる団体旅行の区分に応じ、当該各号に定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 第2条第1号の団体旅行 参加者の宿泊に係る領収書の写し

(2) 第2条第2号の団体旅行 次に掲げる書類

ア 宇陀市内の観光資源を2つ以上来訪したことが分かる書類

イ 宇陀市内における参加者全員の支出に係る領収書の写し

（助成金の額の確定及び交付）

第8条 市長は、前条に規定する実績報告及び助成金の交付請求があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、助成金の額を確定し、速やかに助成金を交付するものとする。

（指示及び検査）

第9条 市長は、助成対象者に対し、必要な指示をし、又は書類、帳簿等の検査を行うことができる。

（助成金の返還等）

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定を取り消し、既に交付した助成金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) 第5条後段の規定により市長が付した条件に違反したとき。

(2) 前条に規定する市長の指示に従わなかったとき、又は検査を拒み、若しくは妨げたとき。

(3) 偽りその他の不正の手段により、助成金の交付を受けたとき。

（その他）

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。